

## ア 目標系

### 原則 1 一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

一人ひとりがそれぞれの価値観やライフスタイルに応じてゆたかな都市生活を送ることができる都市空間をつくります。

#### 背景・必要性

- 物のゆたかさから暮らしの質の向上を求める価値観の高まり
- 少子高齢化の一層の進展などの社会背景の変化に、都市づくりの側面からも対応していくことが必要
- さまざまな人々の価値観やライフスタイルに答え得る都市であることは、札幌の魅力を発信し、交流を活発化することにつながる

#### 原則の内容

##### 1-1 個性的で活力のある地域づくり

- ・都市が利便性を保ち、生活を支える基盤として機能するために、地域特性に応じた適正な密度で人が住み続け、コミュニティ活動などが活発に展開していること
- ・地域の住民が愛着と誇りを持てる、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること

##### 1-2 多様な住まい方の選択肢の確保

- ・さまざまなライフスタイルを支えるとともに、家族構成の変化などに応じた住み替えも可能となるよう、郊外のゆとりある戸建住宅や利便性の高い地域での集合住宅など、多様な住まいが確保されていること

##### 1-3 身近な利便性と快適性の確保

- ・徒歩を前提とした距離圏で、買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること
- ・地域の公園や散策路など、ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること

##### 1-4 だれもが活動しやすい都市空間の実現

- ・だれもが利用しやすく、利便性の高い公共交通機関が、交通体系の機軸をなしていること
- ・交通施設や公共的建築物など、多くの人々が利用する空間のバリアフリー<sup>\*17</sup>化が図られていること

##### 1-5 暮らしの安全と安心の確保

- ・都市施設や建築物などが、自然災害や火災などに対して強いものであること
- ・延焼防止機能を持ち、避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切に確保されていること
- ・交差点や公園などでの見通しの確保など、事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされていること

\*17 バリアフリー 公共的建築物や道路、住宅などで、高齢者や障がい者にも配慮された設計のこと。

## 原則 2 自然と共生し北の風土特性を尊重します

持続的な発展を支えるとともに、北の大都市としての特性を尊重し、内外にその魅力を発信していくことのできる都市空間をつくります。

### 背景・必要性

- 深刻化する地球環境問題への対応は、今日の都市づくりにおける重要課題の一つ
- ゆたかな自然に囲まれた札幌の都市個性をより高めていくことが必要
- 他に類を見ない多雪・寒冷の大都市として、風土特性を踏まえた独自の都市づくりを重視することが個性の発信につながる

### 原則の内容

#### 2-1 環境への負荷の低減

- ・都市基盤の整備において、環境への配慮が徹底されていること
- ・地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど、公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること

#### 2-2 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出

- ・市街地の外延的拡大の抑制を基調としつつ、市街地の内外で、守るべき自然環境が確実に守られるとともに、新たな創出が図られること

#### 2-3 市民が触れる機会の確保を通じた自然環境の保全

- ・ゆたかな自然が適切に都市住民に開放されることで、レクリエーションなどの機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること
- ・都市住民自らの手による自然環境の管理のしくみなどにより、幅広く自然環境が保全されること

#### 2-4 多面的な自然環境への配慮

- ・健全な水循環が確保されていること
- ・野生生物の生育空間の確保にも配慮され、自然環境のネットワークが形成されていること

#### 2-5 冬期間の都市活動の維持と寒さや雪の活用

- ・冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること
- ・ゆたかな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用<sup>\*18</sup>など、寒さや積雪を資源としてとらえ、北の風土特性を生かす取り組みが進められること

#### 2-6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり

- ・市街地内のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観の中で生かされること
- ・明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化、市街地に残る歴史的遺構など、札幌の個性を表現する要素に配慮した景観づくりが進められること

\*18 雪の冷熱エネルギーの活用 冬期間の積雪を貯蔵し、これを熱源とする熱を建築物の冷房や農作物の冷蔵などに利用すること。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、新エネルギー利用等の一つに雪氷熱利用が位置づけられている。

## 原則 3 多くの人が集まる場を大切にします

さまざまな人が住み、多様な活動が展開される場としての都市の魅力と活力を一層高めていくため、多くの人が集まり交流する場の空間づくりをとくに大切にしていきます。

### 背景・必要性

- より多くの市民が都市のゆたかさを享受できるためには、人の集まる場の質の向上が不可欠
- 成熟社会において都市の活力を維持向上させるうえでは、さまざまな活動と交流が活発化することが重要
- 人の集まる場の魅力の向上が、都市の魅力を強く発信し、市民・企業等の活動意欲を高めることにつながる

### 原則の内容

#### 3-1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活発化

- ・ 魅力ある都市機能が集積し、世界に向けてその魅力が発信され、国際的・広域的な交流が活発化すること
- ・ 交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより、にぎわいが演出され、まち歩きの楽しさが高まること

#### 3-2 公共交通によるアクセス<sup>\*19</sup>の確保と歩行空間の充実

- ・ 多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し、公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること
- ・ 交通結節点<sup>\*20</sup>とその周辺において、快適な歩行者空間のネットワークが確保されること

#### 3-3 きめ細かな公共的空間の配置とその多面的な活用

- ・ 歩行者の動線に接した効果的なポケットパーク<sup>\*21</sup>や屋内型の広場など、公共的なゆとりの空間が充実していること
- ・ 公共的なゆとりの空間が、通行や休息のほかイベントや飲食などのスペースとしても活用できること

#### 3-4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり

- ・ 交通結節点や公共広場、集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて、一定の統一感を持った街並みの形成や、シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること

\*19 アクセス(アクセシビリティ) 目的地へと到達すること。または、その手段や経路。

\*20 交通結節点 地下鉄駅やバスターミナルなど、さまざまな交通手段(徒歩、自動車、バス、鉄道など)が相互に連絡される場所

\*21 ポケットパーク 中高層ビルが建ち並ぶ街の一角などに設けられる小公園。

## イ 進め方系

### 原則 4 既存資源を上手に再生・活用します

計画的な都市づくりの積み重ねのなかで蓄積された各種の都市基盤や公共施設，良好に保たれている自然環境や街並みなどの資源を効果的に活用します。

#### 背景・必要性

- 基礎的都市基盤のおおむねの充足とそれらの更新期の到来
- 財政的制約と環境負荷低減の社会的要請の中で，市民ニーズへの対応と都市魅力向上が必要

#### 原則の内容

##### 4-1 魅力ある資源の効果的な活用

- ・ 公園・緑地や河川，歩行者・自転車道など，多様なオープンスペースが相互に連携・接続されることにより，各要素が利用しやすくなり，また，都市空間の魅力が高まること
- ・ 地域の個性を演出する街路や建物，樹木などが，街並みの中で効果的に生かされていること
- ・ 市街地内の遊休地などが，地域や都市全体の魅力を高める観点で効果的に活用されること

##### 4-2 活用方法の工夫による機能の確保・向上

- ・ 道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により，十分な機能の発揮がなされること
- ・ 道路等をイベント空間として利用するなど，公共空間の多面的活用が図られること

##### 4-3 長期的な維持・活用

- ・ 公共施設等が，適切に維持管理されるとともに，必要に応じて改修，多用途への転用などが検討され，長期的に活用されること
- ・ 新たな公共施設等の整備において，次世代に引き継ぎ得る質の高さが確保されること

##### 4-4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導

- ・ 地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市開発が誘導されること
- ・ 都市基盤施設が充実し，多様な都市機能が集積した既成市街地での居住が支えられること

## 原則 5 施策の総合化・重点化と協働を重視します

都市づくりの課題に的確に対応した効果の高い施策展開のため、総合的・重点的な取り組みを市民等との協働によって展開することを重視します。

### 背景・必要性

- 基礎的な都市基盤施設を一律に確保することから、都市の魅力と活力を高め、生活の質の向上を支えることへと都市づくりの課題が転換
- 複雑化・多様化する市民ニーズやまちの課題に対する対応の必要性の高まり

### 原則の内容

#### 5-1 明確な目標に基づく施策展開

- ・ 施設整備や土地利用誘導において、目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
- ・ 地域課題の緊急性やまちづくりの機運、市内外への効果の波及度などを踏まえて施策展開の優先度を明確にし、確実に効果の高い都市づくりが進められること

#### 5-2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用

- ・ 土地利用誘導や施設整備、ソフト施策などの多面的な組み合わせにより、施策展開の効果が一層高まること
- ・ 明確な目標の実現に向けた施策展開を支える観点から、制度の柔軟な活用が検討されること

#### 5-3 共有される都市づくりのプロセス

- ・ 計画づくりから施設整備、管理までの一連のプロセスにおいて、市民等のかかわりの機会が確保されていること
- ・ 地域の自主的な活動の積み重ねが、地域の魅力を高め、ひいては都市全体の魅力向上につながる